

多摩市スポーツ推進審議会の運営に関する申し合わせ事項（案）

令和 年 月 日確認

1 会議の開催の周知について

多摩市スポーツ推進審議会（以下、単に「会議」という。）を開催する場合には、市民へ周知するため、開催ごとにたま広報及び公式ホームページに掲載する。ただし、3(1)ただし書の規定により、当該会議が非公開で行われる場合は、この限りではない。

2 会議の開催について

1回の会議時間は原則2時間程度とする。

3 会議の公開について

- (1) 多摩市スポーツ推進審議会条例施行規則（以下「規則」という。）第3条の規定により、会議は原則公開とする。ただし、会議において取り扱う情報が多摩市情報公開条例（平成12年多摩市条例第53号）第7条各号のいずれかに該当するとき、および会議を公開することにより公平かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、審議会の議決をもって会議を公開しないことができる。
- (2) 会議における議題の一部について会議を公開しないこととなった場合は、当該公開しないこととなった議題に係る審議中に限り、傍聴人等を退席させるものとする。

4 会議録について

- (1) 公開した会議の会議録は、公開する。
- (2) 公開しなかった会議（会議における議題の一部について公開しないこととなった場合における当該公開しないこととなった議題に係る審議部分を含む。）の議事録は、公開しない。ただし、審議会が特に必要があると認めるときは、これを開示することができる。
- (3) 会議録は、議事の概要を記した要点筆記とする。
- (4) 会議録における発言者については、会長のみ「会長」と明記し、他の委員については「委員」として記録する。
- (5) 会議録は、会長及び会議に出席した委員1名の署名をもって確定する。
- (6) 会議録は事務局で保管し、その写しを多摩市行政資料室において閲覧に供するとともに、公式ホームページに掲載する。
- (7) 会議録を作成するために録音したテープ等は、1年間保存し、廃棄する。

5 審議会における資料の取扱いについて

- (1) 審議会における配付資料は、委員のみのものとし、傍聴人等には配布しないが、支障のない範囲内において、閲覧用として1部備え置くものとする（会議次第は配布する。）。
- (2) 審議会に提出された資料は、多摩市行政資料室において閲覧に供するとともに、公式ホームページに掲載する。
- (3) 前二項の規定に関わらず、審議会に提出された資料に特定の個人が識別され、又は識別され得る情報（公表が前提である情報を除く。）が記載されている場合は、当該資料は非開示とする。ただし、特定の個人が識別され、又は識別され得る部分を除いて開示しても当該資料を開示する趣旨が損なわれないと認められるときは、当該特定の個人が識別され、又は識別され得る部分を除いて開示するものとする。

6 秘密を守る義務（守秘義務）

- (1) 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。
- (2) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある会議資料は、会議終了後、回収するものとする。

7 傍聴人について

傍聴人の守るべきことについては、審議会の申し合わせ事項として対応し、以下の内容を会場に掲示するものとする。

- (1) 傍聴人の定員は、原則として10人とする。こと。
*ただし、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の対応が困難な場合、会場への入場を断る場合がある。
- (2) 次に掲げる者は、会議を傍聴できないこと。
 - ア 酒気を帯びている者
 - イ 異様な服装をしている者
 - ウ 銃器、凶器その他危険のおそれのある物品又は他人に迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
 - エ その他会議を妨害するおそれのある者
- (3) 傍聴人は、係員が指定した傍聴席に着席すること。
- (4) 傍聴人は、傍聴席において次の事項を守ること。
 - ア 会議に対し拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
 - イ 会議中は、みだりに席を離れないこと。
 - ウ 飲酒等をしないこと。

- エ 病気その他の理由により会長の許可を得たときを除いて、帽子、コート、襟巻等を着用しないこと。
- オ はち巻、たすき類をする等、示威的行為をしないこと。
- カ 私語、談話等をする等騒ぎたてないこと。
- キ その他議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (5) 撮影又は録音等については、原則禁止とする。ただし、事前に会長の許可を受けた場合はこの限りではない。
- (6) 傍聴人は、傍聴席において次の行為をするときは、係員の指示を受けなければならないこと。
 - ア 委員に文書、物品の類を差し出そうとするとき。
 - イ 委員に面会を求めようとするとき。
- (7) 傍聴人がこの申し合わせに違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができること。

8 審議会の開催時期及び緊急の場合の対応について

- (1) 市長から審議会への諮問を受けたとき、審議会から市長への建議をする必要が生じたとき又はその他の案件が生じたときに開催する。
- (2) 市長から審議会への諮問が緊急を要し、かつ、当該諮問に係る案件を審議するための審議会を開催することができないときは、事務局が会長と協議の上、各委員に持ち回りで説明をし、過半数の了承が得られた場合に限り、審議会の同意が得られたものとみなすものとする。この場合において、事務局は、当該諮問事項に係る対応について、その後開催される審議会に報告するものとする。

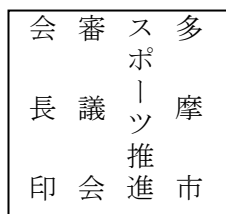
9 審議会の公印

審議会における公印の名称、書体及び寸法は、別表第1のとおりとし、そのひな形は別表第2のとおりとする。

別表第1

公印名	ひな形	書体	寸法
多摩市スポーツ推進審議会会長印	1	てん書	方21耗

別表第2



10 その他

この申し合わせ事項に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は審議会で定める。